

市町村設置型での浄化槽整備事業 にPFI手法を導入

三重県 紀宝町

人口：12,389人

面積：79.66km²

担当部署：環境衛生課

概要

浄化槽整備の事業手法を個人設置型から市町村設置型に移行するにあたり、市町村直営ではなく、民間のノウハウや資金力を活用したPFI手法を導入した。

選定理由

(三重県コメント)

浄化槽整備事業を実施するにあたり、PFIを採用したのは県内では紀宝町が初めてである。

事業の実施にあたり、財政負担の軽減や事業の有効性の確保などの状況を踏まえて最適な実施手法を検討していくことは行政改革の趣旨に合致しており、本事例は他の県内市町の参考になると考えている。

背景

本町は平成18年1月に旧紀宝町と旧鶺殿村の2町村が合併し、設置された。合併以前のそれぞれの町村では、生活等排水対策について、平成4年度から合併処理浄化槽の設置普及促進を目的に、補助金制度を創設し、個人の方が住宅等に設置した合併処理浄化槽に対して補助金を交付し、浄化槽の整備促進を進めてきた。

また、当時の生活排水処理整備計画では、農業集落排水や特定環境保全公共下水道等も検討してきたが、山間部が多いという地形的な問題、財政的な問題等から、合併前には、両町村とも全域を合併処理浄化槽で整備していくことに計画を見直し、浄化槽での生活排水処理を推進していくこととされ、合併後もその計画を推進することとしている。

生活排水処理整備計画に基づく合併処理浄化槽は、平成 18 年度末までで、延べ 1,060 基が設置されたが、これを生活排水処理施設整備率に換算すると、平成 18 年度末で 24.1% であり、三重県の平均 71.5% と比較しても、まだまだ低い状況であった。

一方、合併処理浄化槽の法定検査の受検率は約 6 割にとどまっており、浄化槽の整備が進んでも、維持管理の徹底が図れていないという現状であった。

また、町内には世界遺産にも登録されている熊野川や自然プールとして利用されている相野谷川などがあり、その清流を守り、後世に残していくためにも、生活排水処理対策が急務となっていた。

具体的内容

紀宝町営浄化槽整備推進事業は、紀宝町内全域を対象に一般住宅（店舗兼住宅を含む）及び公共施設への浄化槽設置・維持管理について、民間のノウハウや資金力を活用した P F I 手法で行うものである。事業期間は 11 年間（設置期間は 10 年間）で、1,500 基の浄化槽を整備し、設置された浄化槽及び寄付のあった浄化槽の維持管理を行う。

事業の実施場所	紀宝町全域
事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 一般住宅及び公共施設を対象とした浄化槽の設置業務・ 本事業で設置された浄化槽の維持管理業務（清掃及び収集運搬業務は除く）・ 町内に既に設置された一般住宅用の浄化槽のうち、町が寄付を受けた浄化槽の維持管理（清掃及び収集運搬業務は除く）・ 使用料徴収業務
設置基数	1,500 基
事業期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（11 年間）
建設期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで（10 年間）
事業方式	B T O 方式（P F I の事業方式の一つで、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し「Build」、完成後すぐに公共に所有権を移転するが「Transfer」、維持運営は民間で行う「Operate」方式）

取組中の課題・問題点

導入手続きには、専門的な知識が必要であり、導入可能性調査やアドバイザー業務を外部委託したため、その経費が必要となる。

同事業は、町内全域を対象としており、事業内容を住民に理解していただくには、十分な周知期間が必要である。

工夫点

浄化槽整備を推進していく上で、単独処理浄化槽からの転換が急務であったため、町は当時、国の単独処理浄化槽撤去費補助の対象外地域であったが、町単独事業として撤去費補助制度（最大9万円）を創設し、設置促進にあたった。

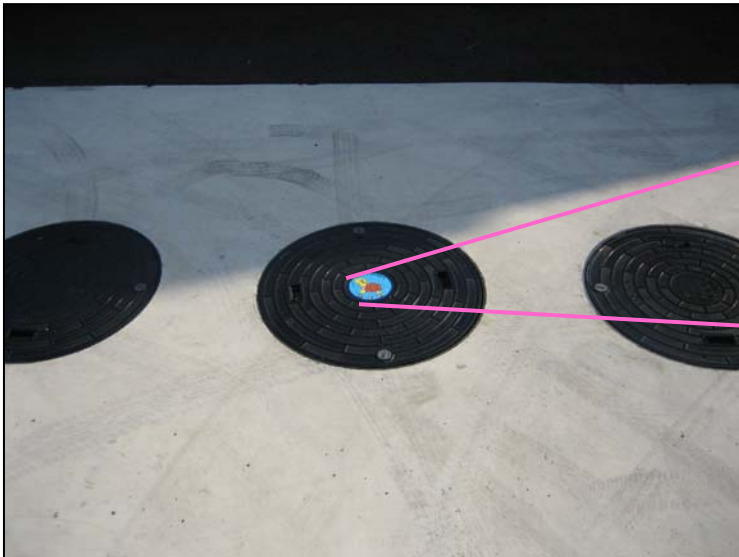
また、維持管理については、保守点検業務について廃棄物の処理及び清掃に関する法律の再委託の禁止の観点から、PFI事業者の募集段階から保守点検業者の構成企業への参入を求めたり、清掃及び収集運搬業務を維持管理の委託業務から省き、町が直接清掃業者（有限責任事業組合）と委託契約を結ぶ形態をとるなどの工夫を行った。

効果

VFM（PFI事業における最も重要な概念の一つで、支払い「Money」に対して最も価値の高いサービス「Value」を供給するという考え方であり、従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合である。「Value For Money」）を算定した結果、事業期間となる11年間で約1億8千万円の経費削減が図られるほか、人力的にも直営で行うより最大で3.5人分の職員配置が不要になり、他の部署に配置するなどの人力的削減も図られる。

PFIを活用することで、民間の営業努力による事業進捗の向上や、相談から着工までの迅速な対応などによる住民サービスの向上、事業目標の早期達成などが期待される。他にも、PFI事業者の独自の事業推進策の提案もあり、より一層の推進が図られるものと考えられる。

また、PFI事業者とリスクを分担することで、直営で行うよりも町のリスクは大いに軽減される。



⇩P F I 事業者の提案で、イラストの募集を行い、シンボルマークとして、マンホールの蓋にそのイラストを使用し事業をP R

住民（職員）の反応・評価

個人設置型に比べると、同事業での浄化槽設置にかかる住民負担は軽減されており、分担金についての理解は得られていると思われる。

また、町が行った設置世帯へのアンケート調査では、事業内容についておおむねの理解は得られていると思われるが、浄化槽設置についての「P R 不足」や「使用料を安く」などの意見があるため、今後も事業の推進に向け努力していかなければならない。

フォローアップ

事業期間は、11 年間という長期におよぶため、事業委託先である特別目的会社の経営内容や事業実施状況について、モニタリング（事業の監視）をしっかりと行っていく必要がある。

今後の課題

事業期間が長期に渡るため、社会情勢等も考慮しながら、事業進捗を見極め、P F I 事業者とも協議しながら事業を推進していかなければならない。

また、単独処理浄化槽からの設置替えの推進策や、アンケート調査にもあったように使用料の減額なども今後の課題として取り組まなければならない。

今後取り組む自治体に向けた助言

市町村設置型での浄化槽整備を市町村直営で行う場合、個人設置型と比べ、設計や入札、現場での立会いなども含め、かなりの事務量の増加が考えられる。その点、民間に大部分を委託できるPFIでは、導入後の事務量としては個人設置型の場合と同等程度で行えるため、当該事務に携わる職員数の軽減などが図られる。

ただし、導入の時点では調整事務や条例等の整備など、かなりの事務量が発生するため、職員体制の整備が必要となる。

アドレス

http://www.town.kiho.mie.jp/life/kankyo/post_2.html